知的財産の総合的活用の推進事業実施要領

制定　平成２５年5月１６日　２５食産第３７１号
改正　平成２６年４月１日　２５食産第４６５７号

第１　目的

農山漁村６次産業化対策事業実施要綱（平成２４年４月２０日付け２３食産第４０４９号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表１の事業の種類の欄のＩの５の（２）の知的財産の総合的活用の推進事業（以下「本事業」という。）の実施については、実施要綱及び農山漁村６次産業化対策事業補助金交付要綱（平成２４年４月２０日付け２３食産第４０５１号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第２　事業実施主体

１ 事業別の実施主体

（１）知的財産発掘・活用推進事業

民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、その他法人格を有しない団体であって事業承認者（実施要綱第５の１の事業承認者をいう。以下同じ。）が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）

（２）地理的表示に係る高付加価値化推進事業

①　地理的表示活用調査

民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、特認団体

②　地理的表示に関する品質管理基準等作成産地支援

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、企業組合、事業協同組合、農林水産・食品産業関係事業者、農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、特認団体

（３）知的財産総合活用事業

①　知的財産活用事業

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、企業組合、事業協同組合、農林水産・食品産業関係事業者、農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、特認団体

②　温暖化に対応した新品種の開発

民間事業者

（４）知的財産を活用した国際展開の推進

①　国際展開推進事業

農林漁業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同

組合、消費生活協同組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人

② 品種保護に向けたＤＮＡ品種識別技術実用化

民間事業者、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人、地方独立行政法人、地方公共団体、特認団体

２ 特認団体

（１）特認団体は、次の要件を全て満たす団体とする。

① 主たる事務所の定めがあること。

② 代表者の定めがあること。

③ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。

④ 各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

（２）特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第５の１の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式１を併せて事業承認者に提出して、その承認を受けるものとする。

第３ 事業の内容等

本事業の内容及び交付要綱第１の事業の経費のうち補助対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

なお、本事業における知的財産とは、商標権、特許権、意匠権、実用新案権及び育成者権を既に取得しているもの及び取得しようとしているものに加え、特定の地域等を原産地とし、当該原産地に主として帰せられる確立した特性（以下「地域特性」という。）を有する農林水産物・食品の名称である地理的表示、古くからある伝統野菜等の植物品種、動物の遺伝資源、地域ブランド、食文化・伝統文化及び生産・製造技術等の権利法制に該当しないものも含むものとする。

１ 知的財産発掘・活用推進事業

（１）全国段階

本事業は、隠れた知的財産の魅力をブラッシュアップするため、知的財産の新たな活用に向けたインフラ整備（知的財産に関する調査やデータベースの構築）等を実施することを目的として以下の取組を行うものである。

なお、事業の効果を高めるため（２）の事業実施主体と定期的に事業の進捗状況等について報告会を行うものとする。

① 知的財産発掘・活用推進協議会の設置・管理・運営

②及び③の事業の実施方針、内容等について協議するための知的財産発掘・活用推進協議会（以下「推進協議会」という。）を、農林水産物・食品の地域ブランド化等に取り組む者やこれらを支援する者等を構成員として設置し、運営するものとする。

なお、本事業の趣旨に賛同する会員の募集や会員への定期的なメールマガジン等の発信も併せて実施するものとする。

（補助対象経費）

委員謝金・旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、賃金等

② 知的財産の発掘調査

全国の農林水産物・食品の知的財産情報を収集するため、（２）の事業実施主体との定期的な報告会における情報、関係者へのアンケート調査、弁理士及び食品流通の専門家などの知見を活用し、全国各地の知的財産について派遣調査等を行うものとする。

（補助対象経費）

専門家派遣旅費、調査旅費、賃金、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、調査分析費等

③ データベースの整備・活用等

②の結果をデータベースとして整備し、知的財産に関心のある全関係者が利活用できる情報をホームページ等で公表するものとする。

（補助対象経費）

資料購入費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃金、調査旅費、ホームページ作成費等

（２）地域段階

本事業は、各ブロック*協議会を通して地域の優れた資源（地域特性を有する産品）と地域の魅力を引き出す取組を行うことによって地域活性化を推進していくことを目的として以下の取組を行うものである。

なお、事業の効果を高めるため（１）の事業実施主体と定期的に事業の進捗状況等について報告会を行うものとする。

*：各ブロック（北海道ブロック（北海道）、東北ブロック（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）、関東ブロック（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）、北陸ブロック（新潟県、富山県、石川県、福井県）、東海ブロック（岐阜県、愛知県、三重県）、近畿ブロック（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）、中国四国ブロック（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）、九州ブロック（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）、沖縄ブロック（沖縄県））

① 地域協議会の設置・管理・運営

②及び③の事業の実施方針、内容等について協議するための各ブロック協議会（以下「地域協議会」という。）を地方自治体の担当者等を構成員として設置し、運営するものとする。

事業実施主体は、地域協議会を統括し、各地域での取組について主体的に企画等を行うものとする。

（補助対象経費）

委員謝金・旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、報告書作成費、賃金等

② 地方セミナーの開催

知的財産の専門家の講演やブランド化のための相談、情報交換会等を行う地方セミナーを開催するものとする。 なお、各ブロック少なくとも１回は開催するものとする。

（補助対象経費）

委員謝金・旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、賃金、講師謝金・旅

費等

③　人材育成のためのマニュアル作成と研修会の開催

農林漁業者や食品産業関係者に対しての知的財産マネジメントの普及やその能力を持った人材を育成するためのマニュアルの作成や、これを用いての研修を行うものとする。なお、地方セミナーなどと併せて実施できるものとする。

（補助対象経費）

委員謝金・旅費、講師謝金・旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、賃金等

2　地理的表示に係る高付加価値化推進事業

（1）地理的表示活用調査

本事業は、地理的表示が使用された地域特性を有する産品及び今後そのような産品に当たる可能性のある産品（以下「地理的表示産品等」という。）の現状等を把握・検証し、地理的表示産品等の活用に向けて実践的なガイドラインを策定することを目的として、事業に係る検討委員会を設置し、対象産品（（2）の事業対象産品を含む。）の取組に係る調査及び（2）の事業実施状況の検証を行うとともに、（2）の事業対象産品を対象とした見本市を開催し、これらを通して浮き彫りとなった課題の整理及び解決方法の提案を盛り込んだガイドラインの策定を行うものとする。

（補助対象経費）

委員謝金・旅費、会場借料、見本市に係る会場装飾費・産品購入費・産品説明者出席旅費、調査員手当、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、賃金、調査旅費、資料購入費等

（2）地理的表示に関する品質管理基準等作成産地支援

本事業は、地理的表示産品等について、産地が当該産品の品質管理基準を定めること等により産品の品質をより明確化し、産品の評価を高めていくことを目的として、事業に係る検討委員会を設置し、対象産品の製法や品質管理に係る基準等の策定、産品の特性分析や市場調査、専門家への相談を通じたマーケティング戦略の策定等により自らの産品の魅力を発信する取組を行うものとする。

また、（1）で実施する見本市への参加及び（1）の実施主体との連携を図るものとする。

（補助対象経費）

委員謝金・旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、調査員手当・旅費、技術員手当・旅費、技術補助賃金、調査分析費、専門家謝金・旅費、原稿料

3　知的財産総合活用事業

（1）知的財産活用事業

本事業は、育成者権や栽培ノウハウ等の知的財産を総合的に活用し、地域ブランド産品の国内外における価値を最大限に高めることを目的として、事業に係る検討委員会を設置し、育成者権や栽培ノウハウ等の複数の知的財産を活用した地域産品のブランド化戦略やそれらを活用するための調査及び新たなビジネスモデルの構築についての取組等を行い、その取組に係る報告会も併せて行うものとする。

（補助対象経費）
委員謝金・旅費、会場借料、会議費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、賃金、調査旅費、資料購入費等。ただし、本事業の取組の情報発信でなく、価格等を表示した販売促進のために実施するＰＲ活動としてのポスター、パンフレット等の作成及び新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等マスメディアによる宣伝・広告等に係る経費及び商標権等の登録に係る経費は、補助の対象外とする。

（２）温暖化に対応した新品種の開発

本事業は、野菜の温暖化対応品種の開発促進のため、国内外で温暖化に対応した品種を探索し、栽培・選抜を行い、野菜の温暖化対応育種素材となる品種の開発を行うものとする。

開発に当たっては、

① 育種に必要な植物の導入
② 開発中の品種が「高温に強い」、「病害に強い」等の性質を確認するための調査
③ 開発品種の性質の安定化を図るための栽培・選抜

等を行うものとする。

（補助対象経費）
育種素材導入費、栽培試験費、分析費、機器費、賃金、開発委託費、旅費、地代、印刷製本費

４ 知的財産を活用した国際展開の推進

（１）国際展開推進事業

① 農林水産物等に係る知的財産の保護のための会議の開催

海外での第三者による商標出願等に対し、都道府県等の関係者による共同対応を促進するため、関係者が知的財産保護に関する情報収集及び共有化を行うための都道府県等の関係者や専門家からなる会議（農林水産・食品知的財産保護コンソーシアム）を開催し、②から⑥までに定めた取組の検討を行うものとする。

また、地域ブランド化した農林水産物・食品の知的財産侵害に対処する事業者に対する知的財産制度に係る支援も行うものとする。

（補助対象経費）
講師謝金・旅費、会場借料、印刷製本費、賃金、通信運搬費、消耗品費等

② 海外における知的財産制度等の調査

海外における知的財産制度、農林水産物・食品の模倣品の発生状況等に関する現地調査及び文献調査を実施し、関係者向けに情報提供を行うものとする。

（補助対象経費）
調査員手当・旅費、資料購入費、翻訳料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費等

③ 地方セミナーの開催

中国、台湾等の海外における商標の取扱いや侵害対策に対する相談、関連情報の共有や知的財産保護の重要性に係る意識啓発を行うため、学識経験者や弁護士、弁理士等の専門家等を招へいし、関係者向けの地方セミナーを開催するものとする。

また、１の（２）の各ブロックで地方セミナーの開催に関する企画立案及びブロック域内の会員等に対する連絡等を行うものとする。

併せて、会員の要望に応じて、関係者向けの地方セミナーを開催するものとする。

（補助対象経費）

講師謝金・旅費、会場借料、印刷製本費、賃金、通信運搬費、開催案内作成費、消耗品費等

④　共同対応支援

ア　対策会議の開催

知的財産侵害について外国政府機関等への働きかけを行うために必要な情報の収集、資料の作成及び対策会議を開催するものとする。

イ　商標監視体制整備支援

海外における商標出願及び登録状況の監視に係る実施方針を作成し、監視業者を選定するとともに、契約書作成の支援、監視結果の関係者への報告等を実施するものとする。

また、監視の方法、結果を会員間で共有するためのサンプル調査を実施するものとする。

（補助対象経費）

出席謝金・旅費、会場借料、印刷製本費、監視調査費、資料購入費、通信運搬費、消耗品費、賃金等

⑤　食品企業知的財産担当ＯＢ等を活用した国別担当者の設置

食品企業知的財産担当ＯＢ等を活用して国別に担当者を決め、担当国ごとの食品等に関する侵害事案等の相談対応を行うほか、権利侵害等の現地調査や情報収集・提供などを行うものとする。

（補助対象経費）

謝金・旅費、資料購入費、翻訳料、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費等

⑥　知的財産権を活用した新たな海外展開ビジネスモデルの普及

育成者権や商標権等の複数の知的財産を活用し、例えば、権利許諾によりロイヤリティー収入を確保するなどの方法により、国際展開を目指す新たなビジネスモデルについて、その事例を体系化し普及を図るものとする。

（補助対象経費）

委員謝金・旅費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、開催案内作成　費、消耗品費、賃金、調査旅費等

（２）品種保護に向けたＤＮＡ品種識別技術実用化

①　ＤＮＡ品種識別技術の実用化

海外へ輸出する農産物の品種をＤＮＡレベルで識別する技術（ＤＮＡ品種識別技術）の開発を行うものとする。

（補助対象経費）

検討会謝金・旅費、資料製本費、研究員手当、試薬購入費、設備の賃借料、会議費等。

ただし、この補助金は、単なる機器の購入を目的として交付されるものではないため、事業実施上必要と認められない機器備品費は、補助対象外とする場合がある。

②　ＤＮＡ品種識別技術の妥当性の確認

海外へ輸出する農産物のＤＮＡ品種識別技術について、第三者による別の施設における再現性の確認（妥当性の確認）を行うものとする。

（補助対象経費）

検査機関の検査員手当、分析検体の購入費、試薬購入費、会議費等

③　産地判別技術の実用化

農産物の無機成分組成や安定同位体からそれが生産された産地を判別する技術（産地判別技術）の開発を行うものとする。

（補助対象経費）

検討会謝金・旅費、資料製本費、研究員手当、試薬購入費、設備の賃借料、会議費等。

ただし、この補助金は、単なる機器の購入を目的として交付されるものではないため、事業実施上必要と認められない機器備品費は、補助対象外とする場合がある。

第４　事業実施期間

本事業の実施期間は、平成２７年度までとする。

なお、知的財産総合活用事業のうち温暖化に対応した新品種の開発は平成２６年度とする。

第５　採択基準等

実施要綱第４の１の採択基準は、次に掲げる共通事項及び各事業について定める事項とする。

（１）共通事項

①事業実施計画が、事業の目的に照らして適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。

②事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

③事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

（２）知的財産発掘・活用推進事業

①　全国段階

ア　地域の特徴ある農林水産物・食品やその製造技術等を活用することによる事業化の可能性を判断する能力、それらの魅力を発見し、説明する能力、各種知的財産権の取得に係る指導力等を有していること。

イ　広範な地域で多種にわたる知的財産を発掘するため、農林水産物・食品関係の知的財産情報が集積された機関と連携等ができる人員・調整能力があること。

ウ　全国の知的財産をデータベース化しホームページに掲載するに当たって、適切な情報管理が行える体制であること。また、事業実施期間終了後においても、本事業の継続的な活動（以下「自立化」という。）ができるようできるような明確なビジョンがあり適切な対応ができる体制であること。

エ　データベース化した知的財産の活用における事業効果（売上高の増加など）といった経済効果等を分析できる能力を有していること。

②　地域段階

ア　各ブロック内の農林水産物・食品の情報に詳しい事業者や地方公共団体と連携ができる人員・調整能力を備えていること。

イ　ブロック間の運営の統一性を図るため、各ブロックにそれぞれ担当する人員を配置できる体制であること。

ウ　農林水産物・食品等の知的財産に関する知見を有し、その品質等の特徴を分析できる能力を有していること。

エ　広範な地域で多種にわたる知的財産を発掘するため、農林水産物・食品関係の知的財産情報が集積された機関と連携等ができること。

（３）地理的表示に係る高付加価値化推進事業

①　地理的表示活用調査

ア　本事業を効果的に実施するための農林水産物・食品の総合的な知見を有していること。

イ　調査等から適切な分析ができ、課題解決へ導く提案を行うことができる能力を備えていること。

②　地理的表示に関する品質管理基準等作成産地支援

ア　原則としてその名称に地理的表示を含む産品であること。

イ　マーケティング・品質管理基準等の各専門家を確保できること。

（４）知的財産総合活用事業

①　知的財産活用事業

ア　本事業で新たなビジネスモデルを構築しようとする農林水産物・食品の１つに対して、知的財産が２つ以上あること。

イ　アのうち少なくとも１つは、商標権、地域団体商標権、特許権、意匠権、実用新案権又は育成者権といった権利化された知的財産とすること。ただし、それらを取得しようとしている場合も含むものとする。

ウ　ビジネスモデルの構築に際して、対象となる地域ブランド産品や地域と産品の結びつき等の特徴を紹介できるものとして整理すること。

②　温暖化に対応した新品種の開発

事業の開発成果に関し、事業終了後５年以内にジーンバンク等への提供や種苗法に基づく出願を行うための知的財産権の適切な管理が行えること。

（５）知的財産を活用した国際展開の推進

①　国際展開推進事業

ア　中国、台湾等、海外における知的財産権制度等について十分な最新の知見を持っていること。

イ　海外における知的財産権制度の調査について豊富な経験を有した人材の確保（海外展開食品企業の知的財産担当ＯＢ等）ができ、調整能力を備えていること。

ウ　関係者による会議の開催・運営について豊富な経験を有していること。

エ　農林水産分野の知的財産の侵害及びその対抗措置についての情報の収集能力及び分析能力があり、関係者に適切な提案ができる能力を有していること。

②　品種保護に向けたＤＮＡ品種識別技術実用化

開発技術の内容を公開すること。

第６　事業実施手続

１　事業実施計画の作成及び承認

事業実施計画は、別記様式２により作成し、事業承認者に承認申請するものとする。ただし、事

業実施計画の変更（２の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第８の規定に基づく補助金変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

２　事業実施計画の重要な変更

実施要綱第５の２の事業承認者が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

（１）事業の内容の追加又は削除

（２）事業目的の変更

（３）交付要綱別表１のＩの５の（２）の知的財産の総合的活用の推進事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更

（４）３により委託する事業の新設又は内容の変更

３　事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の別添１から別添８までの総括表の「事業の委託」の欄に記載することにより事業承認者の承認を得るものとする。ただし、委託して行わせる範囲は事業費の２分の１を超えてはならない（知的財産総合活用事業のうち温暖化に対応した新品種の開発及び知的財産を活用した国際展開推進事業のうち品種保護に向けたＤＮＡ品種識別技術実用化の事業を除く。）。

（１）委託先が決定している場合は委託先名

（２）委託する事業の内容及びそれに要する経費

第７　事業実施状況等の報告及び指導

１　事業実施結果の報告

事業実施主体は、実施要綱第７の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画（別記様式２）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業承認者に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和３１年農林省令第１８号）第６条第１項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

２　事業実施状況の報告

事業承認者は、１の規定にかかわらず、必要に応じ、事業実施年度の途中、事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

３　指導

事業承認者は、２の規定による事業の実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対する達成状況が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行う等の必要な措置を講じるものとする。

第８　補助金遂行状況の報告

交付要綱第１２に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の１２月末日現在において、交付要綱別記様式第４号の補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副２部を交付決定者（交付要綱第３の２に規定する交付決定者をいう。）に提出するもの

とする。

ただし、交付要綱第１１の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第５号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第９　事業収益状況の報告

知的財産総合活用事業のうち温暖化に対応した新品種の開発及び知的財産を活用した国際展開の推進のうち品種保護に向けたＤＮＡ品種識別技術実用化の事業実施主体は、実施要綱第９の１の規定に基づき、事業に係る企業化、本事業に係る特許権等（特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、商標権、プログラムの著作物の著作権、データベースの著作物の著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける地位及び育成者権をいう。以下同じ。）の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等、事業を実施することにより収益が生じた場合にあっては、発生した収益の状況について、事業終了年度の翌年度以降５年間、毎年、別記様式３により事業収益状況報告書を作成し、毎会計年度終了後３月以内に事業承認者に提出するものとする。

なお、事業承認者は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができるものとする。

第10　収益納付

１　知的財産総合活用事業のうち温暖化に対応した新品種の開発及び知的財産を活用した国際展開の推進のうち品種保護に向けたＤＮＡ品種識別技術実用化の実施主体は、事業に係る企業化、特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等により収益を得たと認められる場合には、実施要綱第９の２の規定に基づき、毎会計年度の当該収益額に、当該特許権等を取得したとき（発明又は植物新品種にあっては、これらの出願をしたとき）までに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額を、それまでに補助事業に関連して支出された技術開発費総額で除して得た値を乗じて得た額を、国庫に納付するものとする。

２　収益納付すべき期間は、補助事業の終了年度の翌年度以降５年間とする。ただし、納付を命ずることができる額の合計額は、当該特許権等に係る事業の実施に要した経費として確定した補助金の額を限度とする。

なお、事業承認者は、特に必要と認める場合にあっては、収益納付すべき期間を延長することができるものとする。

第11　その他

１　事業実施上留意すべき事項

（１）知的財産発掘・活用推進事業

①　推進協議会を設置する際には農林水産省と、地域協議会を設置する際には当該ブロックを管轄する地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）と、それぞれ連携して行うものとする。

②　本事業は、事業実施期間後事業が自立することを目指しており、そのための準備（会員への周知や自立化の取組）などを積極的に行うものとする。

③　実施実施主体は、本事業による取組に関する現場への浸透状況についても検証を行うものとする。

④　事業実施主体は、本事業の実施により知り得た情報を第三者に漏らさないよう、情報の管理についての規程を設け、厳重に管理するとともに、情報収集した結果を本事業の目的以外で使用してはならないものとする。

また、事業終了後（翌年度に事業を継続して実施する場合を除く。）、全国段階の事業実施主体が所有又は使用する電子媒体等は、新たな事業実施主体へ引き渡し、また、得られた情報の一切を第三者に開示しないものとする。

（２）地理的表示に係る高付加価値化推進事業のうち地理的表示活用調査

事業実施主体は、本事業の実施により知り得た情報を第三者に漏らさないよう、情報の管理についての規程を設け、厳重に管理するとともに、情報収集した結果を本事業の目的以外で使用してはならないものとする。

（３）知的財産を活用した国際展開の推進のうち国際展開推進事業

①　地方セミナーを開催する際には、当該ブロックを管轄する地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）と連携して行うものとする。

②　事業実施主体は、本事業の実施により知り得た情報を第三者に漏らさないよう、情報の管理についての規程を設け、厳重に管理するとともに、アンケート等により農林水産・食品知的財産保護コンソーシアム会員から収集した情報については、本事業の目的以外で使用してはならないものとする。

また、事業終了後（翌年度に事業を継続して実施する場合を除く。）、その情報を農林水産省に報告するとともに、事業実施主体が所有又は使用する電子計算機及び記録媒体から削除するものとする。

さらに、事業実施中及び事業実施後において、農林水産・食品知的財産保護コンソーシアム会員から得られた一切の情報を第三者に開示しないものとする。

（４）知的財産を活用した国際展開の推進のうち品種保護に向けたＤＮＡ品種識別技術実用化

本事業の実施に当たり、単価が５０万円以上の機器を取得しようとする場合には、第６の１の事業実施計画の承認申請の際に、カタログ等機器の概要及び価格を示す資料を添付するものとする。

２　事業実施状況等の報告以外での成果報告等

（１）知的財産発掘・活用推進事業

①　全国段階

事業実施主体は、事業終了後、推進協議会等の運営報告や発掘調査等の結果、収集したデータベースの利活用の状況等について取りまとめ、事業承認者に対し報告するものとする。

②　地域段階

事業実施主体は、事業終了後、各ブロック協議会の運営報告や情報収集の結果、地方セミナーの報告等（実績含む）について取りまとめ、事業承認者に対し報告するものとする。

（２）地理的表示に係る高付加価値化推進事業

①　地理的表示活用調査

事業実施主体は、事業終了後、検討委員会の運営報告や見本市の報告、各調査の報告や分析結果等について取りまとめ、事業承認者に対し報告するものとする。

②　地理的表示に関する品質管理基準等作成産地支援

事業実施主体は、事業終了後、検討委員会の運営報告や検討内容の報告、各調査の結果と品質管理基準等の策定等について取りまとめ、事業承認者に対し報告するものとする。

（３）知的財産総合活用事業

①　知的財産活用事業

事業実施主体は、事業実施中及び事業実施後３年以内に、知的財産権を取得した場合は、取得した知的財産権についての資料等について取りまとめ事業承認者に対し報告するものとする。また、事業終了後ビジネスモデルの取組事例とその効果の検証についても取りまとめ、事業承認者に対し報告するものとする。

②　温暖化に対応した新品種の開発

温暖化に対応した新品種の開発事業による開発の成果（温暖化対応育種素材となる品種）は、その成果が公共性を持つことができるよう、事業終了後５年以内に、ジーンバンク等への提供や種苗法（平成１０年法律第８３号）に基づく出願を行うこととし、その結果を事業承認者に対し報告するものとする。

（４）知的財産を活用した国際展開の推進

①　国際展開推進事業

事業報告書及び第３の４の（１）の②の海外現地調査で収集した画像データ等の資料を取りまとめ、事業承認者に対し報告するものとする。なお、農林水産省が使用する場合、事業実施主体は、これら著作物に係る権利を主張しないものとする。

②　品種保護に向けたＤＮＡ品種識別技術実用化

事業実施主体は、事業終了後、ＤＮＡ品種識別技術又は産地判別技術の開発成果（マニュアル等）、ＤＮＡ品種識別技術の妥当性の確認結果等について取りまとめ、事業承認者に対し報告するものとする。

附　則

１　この要領は、平成２５年５月１６日から施行する。

２　知的財産戦略・ブランド化総合事業実施要領（平成２４年４月２０日付け２４食産第４号食料産業局長通知）は、廃止する。

３　２に掲げる通知により平成２４年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附　則

１　この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

２　この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式１（第２関係）

番　　号
年　月　日

事業承認者　殿

所　　在　　地
団　　体　　名
代表者の役職及び氏名　　印

特　認　団　体　承　認　申　請　書

１　事　業　名

２　団体の名称

３　主たる事務所の所在地

４　代表者の役職名及び氏名

５　設立年月日

６　事業年度（　月～　月）

７　構成員

名称	所在地	代表者氏名	大企業・中小企業の別	従業員数	資本金	年間販売額	主要事業	備考

（注）生産者団体等については、これに準じた様式とすること。

８　設立目的

９　事業実施計画の内容

１０　特記すべき事項

１１　添付書類

（１）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等

（２）新たに設立された団体にあっては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）

（３）その他参考資料

別記様式２（第５・第６関係）

平成　　年度○○○○○○事業実施計画の（変更、中止、廃止の承認）申請書

番　　号
年　月　日

事業承認者　　殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名　　印

農山漁村６次産業化対策事業実施要綱（平成２４年４月２０日付け２３食産第４０４９号農林水産事務次官依命通知）第５の１に基づき、関係書類を添えて、承認（変更、中止、廃止の承認）を申請する。

※　注１　○○○○○○には、次のうち該当する事業名を記入すること。
・知的財産発掘・活用推進事業（全国段階）
・知的財産発掘・活用推進事業（地域段階）
・地理的表示に係る高付加価値化推進事業（地理的表示活用調査）
・地理的表示に係る高付加価値化推進事業（地理的表示に関する品質管理基準等作成産地支援）
・知的財産総合活用事業（知的財産活用事業）
・知的財産総合活用事業（温暖化に対応した新品種の開発）
・知的財産を活用した国際展開の推進（国際展開推進事業）
・知的財産を活用した国際展開の推進（品種保護に向けたＤＮＡ品種識別技術実用化）

注２　関係書類として、次のものを添付すること。
・知的財産発掘・活用推進事業（全国段階）にあっては別添１及び参考書類
・知的財産発掘・活用推進事業（地域段階）にあっては別添２及び参考書類
・地理的表示に係る高付加価値化推進事業（地理的表示活用調査）にあっては別添３及び参考書類
・地理的表示に係る高付加価値化推進事業（地理的表示に関する品質管理基準等作成産地支援）

にあっては別添４及び参考書類

・知的財産総合活用事業（知的財産活用事業）にあっては別添５及び参考書類

・知的財産総合活用事業（温暖化に対応した新品種の開発）にあっては別添６及び参考書類

・知的財産を活用した国際展開の推進（国際展開推進事業）にあっては別添７及び参考書類

・知的財産を活用した国際展開の推進（品種保護に向けたＤＮＡ品種識別技術実用化）にあっては別添８及び参考書類

なお、別添１～８中「事業の目的」とあるのは、変更申請の場合は「変更の理由」と、中止又は廃止申請の場合は「中止（又は廃止）の理由」とし、いずれの場合もその理由について記載すること。

注３　変更承認申請の場合は、事業実施計画の承認通知があった内容等と容易に比較対照できるよう、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては記入を省略できる。

注４　事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「平成　　年度○○○○○○事業実施結果報告書」とし、関係書類には、実績を記載すること。

なお、別添１～８中「事業実施計画書」とあるのは、「事業実施報告書」、「計画」とあるのは「実績」とすること。

別記様式３（第９関係）

番　　号
年　月　日

事業承認者　殿

所　　在　　地
団　　体　　名
代表者の役職及び氏名　　印

平成○○年度知的財産の総合的活用の推進事業収益状況報告書

平成　年　月　日付け　　第　　号で補助金の交付決定の通知があった○○○○○○事業について、農山漁村６次産業化対策事業実施要綱（平成２４年４月２０日付け２３食産第４０４９号農林水産事務次官依命通知）第９の１の規定により、事業の収益の状況について下記のとおり報告する。

記

１　事業に係る企業化、特許権等の譲渡又は特許権等を利用する権利の設定等事業を実施することにより発生した収益

円

２　本年度までに補助事業に関連して支出した費用の総額

円

３　補助金の確定額
平成　年　月　日付け　第　　号確定

円

注１　○○○○○○には、次のうち該当する事業名を記入すること。
・知的財産総合活用事業（温暖化に対応した新品種の開発）
・知的財産を活用した国際展開の推進（品種保護に向けたＤＮＡ品種識別技術実用化）
注２　収益計算書等を添付すること。

別添１

知的財産発掘・活用推進事業（全国段階）実施計画書

１　事業実施体制

総括担当者名	※本事業の総括者を記載して下さい。
総括補佐者名	※総括者を補佐し、地域段階の事業実施主体との調整を行う者を記載して下さい。
ＨＰ担当者名	※ＨＰ運営の窓口となる者を記載して下さい。
経理担当者名	※補助事業の経理報告などを行う者を記載して下さい。

※本事業における組織体制の概要を図等で示して下さい。

　また、どういう関係・役割なのか分かるように示して下さい。

２　実施内容

①知的財産発掘・活用推進協議会の設置・管理・運営

ア：年間スケジュール

イ：目標（当該取組による効果（売上額、商談成立数含む））

※事業開始年度から３年（平成26年度、平成27年度、平成28年度）

ウ：事業の将来ビジョンと自立化に向けての取組内容

エ：管理・運営手法等について記載

オ：本事業の効果測定手法

②発掘調査

ア：年間スケジュール

イ：目標

ウ：調査手法等について記載

※記載必須項目（調査体制・メンバー、取りまとめ手法）

③データベースの整備・活用

ア：年間スケジュール

イ：目標※記載必須項目（平成26年度と平成27年度の産品掲載件数）

ウ：活用手法について記載

※記載必須項目（ＨＰの表現手法、活用の仕方）

３　総括表

事業内容及び経費の配分	事業費	負担区分		事業の委託	備　考
		国庫補助金	事業実施主体		
	千円	千円	千円	（１）委託先 （２）委託する事業の内容及びそれに要する経費	
計					

（注）事業内容及び経費の配分は、交付要綱別表１の経費の欄の区分により記入すること。

別添２

知的財産発掘・活用推進事業（地域段階）実施計画書

１　事業実施体制

総括担当者名	※本事業の総括者を記載して下さい。
総括補佐者名	※総括者を補佐し、全国段階の事業実施主体との調整を行う者を記載して下さい。
ブロック担当者名	※ブロックごとに記載して下さい。
経理担当者名	※補助事業の経理報告などを行う者を記載して下さい。

※本事業における組織体制の概要を図等で示して下さい。
　また、どういう関係・役割なのか分かるように示して下さい。

２　実施内容

①地域協議会の設置・管理・運営

ア：年間スケジュール
イ：目標（当該取組による効果）
ウ：管理・運営手法等について記載
エ：本事業の効果測定手法

②地方セミナーの開催

ア：年間スケジュール
イ：目標
ウ：調査手法等について記載
　※記載必須項目（調査体制・メンバー、取りまとめ手法）

③人材育成のためのマニュアル作成

ア：年間スケジュール
イ：作成手法等について記載
　※記載必須項目（作成体制・メンバー、取りまとめ手法）

④研修会の開催

ア：年間スケジュール
イ：目標※記載必須項目（開催件数）
ウ：開催内容について記載

３　総括表

事業内容及び経費の配分	事業費	負担区分		事業の委託	備　考
		国庫補助金	事業実施主体		
	千円	千円	千円	（１）委託先 （２）委託する事業の内容及びそれに要する経費	
計					

（注）事業内容及び経費の配分は、交付要綱別表１の経費の欄の区分により記入すること。

別添３

地理的表示に係る高付加価値化推進事業（地理的表示活用調査）実施計画書

１　事業実施体制

総括担当者名	※本事業の総括者を記載して下さい。
総括補佐者名	※総括者を補佐する者を記載して下さい。
産地担当者名	※地理的表示に係る品質管理基準等作成産地支援の事業実施主体との調整を行う者を記載して下さい。
経理担当者名	※補助事業の経理報告などを行う者を記載して下さい。

※本事業における組織体制の概要を図等で示して下さい。
　また、どういう関係・役割なのか分かるように示して下さい。

２　実施内容

①検討委員会の開催

ア：年間スケジュール
イ：目標※記載必須項目（事業全体の方向性、開催件数）
ウ：開催内容について記載※記載必須項目（メンバー、役割分担）
エ：本事業の効果測定手法

②事例調査

ア：年間スケジュール
イ：目標※記載必須項目（調査内容、調査件数）
ウ：調査手法等について記載
　※記載必須項目（調査体制メンバー、取りまとめ手法）

③マーケティング調査

ア：年間スケジュール
イ：目標※記載必須項目（調査内容、調査件数）
ウ：調査手法等について記載
　※記載必須項目（調査体制メンバー、取りまとめ手法）

④　見本市の開催について

ア：年間スケジュール
イ：目標※記載必須項目（開催数、取扱い産品数）
ウ：開催手法等について記載
　※記載必須項目（体制メンバー、取りまとめ手法）

⑤　ガイドラインの策定について

ア：年間スケジュール
イ：検討手法について
　※記載必須項目（体制メンバー、取りまとめ手法）

３　総括表

事業内容及び経費の配分	事業費	負担区分		事業の委託	備　考
		国庫補助金	事業実施主体		
	千円	千円	千円	（１）委託先 （２）委託する事業の内容及びそれに要する経費	
計					

（注）事業内容及び経費の配分は、交付要綱別表１の経費の欄の区分により記入すること。

別添４

地理的表示に係る高付加価値化推進事業（地理的表示に関する品質管理基準等作成産地支援）実施計画書

１　事業実施体制

総括担当者名	※本事業の総括者を記載して下さい。
総括補佐者名	※総括者を補佐し、地理的表示活用調査の実施主体との調整を行う者を記載して下さい。
経理担当者名	※補助事業の経理報告などを行う者を記載して下さい。
対象産品名	※産品の名称を記載して下さい。

※本事業における組織体制の概要を図等で示して下さい。

また、どういう関係・役割なのか分かるように示して下さい。

２　実施内容

①検討委員会の開催

ア：年間スケジュール
イ：目標※記載必須項目（事業全体の方向性、開催件数）
ウ：開催内容について記載※記載必須項目（メンバー、役割分担）
エ：本事業の効果測定手法

②類似事例調査

ア：年間スケジュール
イ：目標※記載必須項目（調査内容、調査件数）
ウ：調査手法等について記載
　※記載必須項目（調査体制・メンバー、取りまとめ手法）

③産品の特性分析

ア：年間スケジュール
イ：目標※記載必須項目（分析内容、分析件数）
ウ：分析手法について記載※記載必須項目（分析体制・メンバー、取りまとめ手法）

④品質管理基準等の作成

ア：年間スケジュール
イ：目標
ウ：策定手法等について記載
　※記載必須項目（作成体制・メンバー、取りまとめ手法）

３　総括表

事業内容及び経費の配分	事業費	負担区分		事業の委託	備　考
		国庫補助金	事業実施主体		
	千円	千円	千円	（１）委託先 （２）委託する事業の内容及びそれに要する経費	
計					

（注）事業内容及び経費の配分は、交付要綱別表１の経費の欄の区分により記入すること。

別添５

知的財産総合活用事業（知的財産活用事業）実施計画書

１　事業実施体制

総括担当者名	※本事業の総括者を記載して下さい。
総括補佐者名	※総括者を補佐する者を記載して下さい。
経理担当者名	※補助事業の経理報告などを行う者を記載して下さい。
活用予定の 知的財産の概要	※名称、特徴・内容、権利者名を記載して下さい。 ※権利の状況なども含めて詳細を記載して下さい。

※本事業における組織体制の概要を図等で示して下さい。
　また、どういう関係・役割なのか分かるように示して下さい。

２　実施内容

①検討委員会の開催

ア：年間スケジュール イ：目標※記載必須項目（事業全体の方向性、開催件数、平成２６年度から３年間売上額） ウ：開催内容について記載※記載必須項目（メンバー、役割分担） エ：本事業の効果測定手法（売上額含む）

②知的財産活用に係る調査

ア：年間スケジュール イ：目標※記載必須項目（調査内容、調査件数） ウ：調査手法等について記載 ※記載必須項目（調査体制メンバー、取りまとめ手法）

③知的財産活用に係る専門家への相談

ア：年間スケジュール イ：相談内容※記載必須項目（専門家の氏名及び所属、専門家の選定理由） ウ：取りまとめ

④知的財産の活用取組報告会の開催

ア：年間スケジュール イ：目標※記載必須項目（開催件数） ウ：開催内容について記載

⑤その他

・「六次産業化・地産地消法」の認定の有無（どちらかに〇をつけてください）

認定有	認定無

※認定を受けている場合は、認定通知書の写しを添付してください。

３　総括表

事業内容及び経費の配分	事業費	負担区分		事業の委託	備　考
		国庫補助金	事業実施主体		
	千円	千円	千円	（１）委託先 （２）委託する事業の内容及びそれに要する経費	
計					

（注）事業内容及び経費の配分は、交付要綱別表１の経費の欄の区分により記入すること。

別添６

知的財産総合活用事業（温暖化に対応した新品種の開発）実施計画書

１　開発の対象と実施期間

対象野菜	
事業成果目標	
事業実施期間	

２　事業実施主体の概要

事業実施主体名	
業務概要	
資本金	
従業員数	

３　平成　年度の予算計画

（１）総括表　（単位：千円）

経費及びその内訳	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		国庫補助金	事業実施主体		
	千円	千円	千円	(1)委託先 (2)委託する事業の内容及びそれに要する経費	
計					

（注）１　経費及びその内訳には、第３の３（２）に掲げる補助対象経費目を記入すること。
２　補助金の交付決定前に支出される経費は、自己負担となる。
３　備考欄には、仕入れに係る消費税等が明らかでない場合は「含税額」と記載すること。
４　賃金の単価及び機器費の設定の根拠となる資料を添付すること。
５　委託先が複数ある場合は、それぞれの機関について記載すること。

（２）委託先の概要（委託する場合のみ）

委託先機関名	
代表者名	
所在地	
業務概要	
従業員数	

（注）１　委託先が複数ある場合には、それぞれについて記載すること。
２　定款、組織図、総会資料等機関の概要・活動状況が分かる資料を添付すること（申請時）。
３　事業実施主体と委託先との委託契約書の写しを添付すること（報告時）。

（３）機器費の内訳　（単位：千円）

品名・仕様	数量	単価	金額	使用目的	設置機関

（注）取得単価にかかわらず、記載すること。

４　年次計画

（１）開発内容

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
開発内容					

（２）事業費

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
事業費合計	千円	千円	千円	千円	千円

５　その他

「六次産業化・地産地消法」に基づく「研究開発・成果利用事業計画」の認定又は申請の有無	
認定有　・　認定無	申請有（申請中）　・　申請無

（注）「研究開発・成果利用事業計画」の認定を受けている場合は、認定通知書の写しを、「研究開発・成果利用事業計画」を申請中の場合は、その申請書の写しを添付すること。

別添７

知的財産を活用した国際展開の推進（国際展開推進事業）実施計画書

１　総括表

事業内容及び経費の配分	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		国庫補助金	事業実施主体		
	千円	千円	千円	(1)委託先 (2)委託する事業の内容及びそれに要する経費	
計					

（注）事業内容及び経費の配分は、交付要綱別表１の経費の欄の区分により記入すること。

2　事業の目的

3　事業の目標

農林水産知的財産保護コンソーシアム会員数	現状	目標
その他（　　）	現状	目標

4　事業の内容

（1）農林水産知的財産の保護のための会議開催

開催時期	開催場所	報告事項・講師員数（名）	参集範囲及び人数	備考

（注）事業実施主体以外の有識者が報告等を行う場合は、事業計画では講師の員数を、 実績報告では講師名を記載すること。

（2）海外における知的財産権制度等の調査

①　海外現地調査

調査時期	調査対象国	実施内容	調査日数・調査員数	備考

②　文献調査

調査時期	調査事項　（文献名）	調査員数	備考

③　海外現地調査等に関する資料の作成

内容	サイズ・ページ数等	作成部数	配布先	備考

（3）地方セミナーの開催

開催時期	開催場所	実施内容・講師員数（名）	参集範囲及び人数	備考

（注）中国等における地理的表示取得の検討の支援を内容に盛り込むこと。また、事業実施主体以外の有識者が海外の商標の取扱い等の報告や相談対応等を行う場合には、事業計画には講師の員数を、実績報告には講師名を記載すること。

（４）共同対応支援

①　対策会議の開催

実施時期	開催場所	参集範囲及び人数	実施内容等	備考

②　外国政府等働きかけ用資料の作成

作成時期	対象国名	実施内容	作成部数	備考

③　商標監視体制整備支援

ア　商標出願状況の監視に関する資料の作成

内　　容	サイズ・ページ数等	作成部数	配布先	備考

イ　契約書等作成支援

支援内容（専門分野）	員数	支援実施期間	備考

ウ　監視報告書作成

報告書の名称	内　　容	作成部数	配布先	備考

（５）食品企業知的財産担当ＯＢ等を活用した国別担当者の設置

国　名	担当者名	専門分野

（注）欄が足りない場合は、追加して記載して下さい。

（６）海外でのロイヤリティー収入を確保するビジネスモデルの普及

ア　事例の体系化

※　海外でロイヤリティー収入を確保しているビジネスモデルの事例をもとに、どのように体系化しようとしているか記載。

イ　普及するための方策

※　上記で体系化したものをどのようにして普及を図るか記載。

別添８

知的財産を活用した国際展開の推進（品種保護に向けたＤＮＡ品種識別技術実用化）実施計画書

１．事業実施主体の概要

⑴ 名称

⑵ 主たる事務所の所在地

⑶ 団体の代表者氏名

⑷ 設立目的

⑸ 設立年月日及び事業年度（　月～　月）

⑹ 出資金等

⑺ 主たる事業の内容

⑻ 補助事業の実施体制

２．事業の成果目標

３．開発しようとするＤＮＡ品種識別技術の対象となる農産物の現状と課題等について

⑴ 育成者権の状況等

植物の種類	品種名	育成者権の存続期間	備考

⑵ ＤＮＡ品種識別技術に関する現状と課題

植物の種類と品種名	現状	課題	対処方針等

４．年度別取組内容

植物の種類	平成‥年	平成‥年	平成‥年

注：取組内容については、技術開発の内容又は妥当性確認の方法を記載すること。

５．推進会議等の開催

会議等の名称	開催時期	参加者の所属・氏名	検討内容等

６．毎年の輸出金額の目標等

植物の種類（　　）

	平成‥年 （現状）	平成‥年 （目標）	平成‥年 （目標）	平成‥年 （目標）	平成‥年 （目標）	備　考
輸出数量 輸出金額						
国内生産量 国内生産額						
国内侵害発生状況 海外侵害発生状況						

７．積算内訳

区　　分	事業費	国　庫 補助金	自　己 負担金	その他	備　　考
	千円	千円	千円	千円	
ＤＮＡ品種識別技術の開発					○○○費　　△△△千円 ○○○費　　△△△千円
ＤＮＡ品種識別技術の妥当性確認					○○○費　　△△△千円 ○○○費　　△△△千円
産地判別技術の開発					○○○費　　△△△千円 ○○○費　　△△△千円
計					

（注）必要に応じて、資料を添付すること。